

「薬事法施行規則第15条の2の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品」

以下に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類（以下「指定成分」という。）を有効成分として含有する製剤（以下「指定医薬品」という。）

- 1 エフェドリン
- 2 コデイン（鎮咳去痰薬に限る。）
- 3 ジヒドロコデイン（鎮咳去痰薬に限る。）
- 4 ブロムワレリル尿素
- 5 プソイドエフェドリン
- 6 メチルエフェドリン（鎮咳去痰薬のうち、内用液剤に限る。）

- ・ 指定医薬品は、指定成分を有効成分として配合する製剤であり、生薬を主たる有効成分とする製剤は含まれない。
- ・ ジヒドロコデインセキサノール及びリン酸ヒドロコデインセキサノールは、ジヒドロコデインを含む混合物であるため、これらを有効成分として配合する製剤は、指定医薬品となる。